

- 会社法及び独占禁止法等では、グループの範囲について、議決権保有比率以外にも勘案する傾向にある。

1. 会社法、金融商品取引法等におけるグループのとらえ方

子会社

会社が経営を支配している会社等として、計算書類の作成の際などにおいて連結の対象等となる。

【範囲】

- ① 議決権保有比率が過半数
- ② 議決権保有比率が40%以上50%以下で次のいずれかに該当
 - ・役員等の数が50%超
 - ・重要な財務・事業の方針の決定を支配する契約等が存在
 - ・資金調達額総額に対する融資の額が50%超
 - ・その他財務・事業の方針の決定の支配が推測される事実が存在

関連会社

会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等として、計算書類の作成における持分法の適用対象となる。

【範囲】

- ① 議決権保有比率が20%以上
- ② 議決権保有比率が15%以上20%未満で次のいずれかに該当
 - ・役員等への就任
 - ・重要な融資を実施
 - ・重要な技術を提供
 - ・重要な販売・仕入れ等、事業上の取引の存在
 - ・その他財務・事業の方針の決定に対して重要な影響が推測される事実が存在

※ なお、国際会計基準(IFRS)における子会社(他の企業を支配している場合)の基準では、議決権保有比率に関する数値基準は存在せず、実質的な支配の有無を判断基準としている。

2. 独占禁止法におけるグループのとりえ方

市場集中規制(企業結合規制)におけるグループのとりえ方

- 会社の株式の取得又は所有(株式保有)、役員兼任、会社の合併等の企業結合を行うことにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合に、当該企業結合を規制。
- 結合関係とは、複数の企業が株式保有、合併等により一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係をいい、「結合関係」が形成・維持・強化される場合に企業結合審査の対象となる。

【企業結合審査の対象】(「企業結合ガイドライン」)

① 株式保有に係る結合関係が認められる場合

- ・ 議決権の50%超を保有する場合
- ・ 議決権の20%超を保有し、かつ、**単独筆頭株主**である場合
- ・ 議決権の10%超を保有しており、保有比率のほか、**取引関係**や**業務提携**などを考慮して結合関係が形成・維持・強化される場合

② 役員兼任に係る企業結合が認められる場合

- ・ 1社の役員総数に占める**他社の役員又は従業員の割合が半数を超える**場合
- ・ 2社を兼任する役員が**双方に代表権を有する**場合
- ・ **常勤又は代表権のある取締役による兼任**、1社の役員総数に占める**他社の役員又は従業員の割合**などを考慮して結合関係が形成・維持・強化される場合

前提

- 地域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に割当てており、全国事業者（携帯・BWA）が利用することは目的外。
- ビジョン懇中間とりまとめにおいて、全国事業者（携帯・BWA）及びその関連事業者が地域BWAに参入することについては、公平な競争環境を確保するため、適切な措置を講じるべきとされている。

地域BWA・全国BWA間のCAについて

- 全国事業者（携帯・BWA）が地域BWA事業者との間でCAを行うことは、地域BWAの目的に適合せず、また、公平な競争環境を確保する観点から認められない。
- 地域BWA事業者が地域BWAの目的の範囲で、全国事業者（携帯・BWA）との間でCAを行うことは、周波数の有効活用を可能とする技術を積極的に活用する観点から適切な措置を講じるべき。

